

第7節 文教対策計画

第1項 計画の趣旨

災害発生時における幼児，児童，生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命，身体，安全並びに学校その他の教育機関の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。），設備を災害から防護するため，管理者は，次に掲げる事項について必要な計画を策定しその推進を図る。

第2項 市が実施する対策（文化スポーツ部，教育委員会）

1 防災上必要な組織の整備，安全教育

地震発生時に迅速かつ適切な対応を図るために，文教施設では平常時から地震に備え，教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。

また，児童生徒等に対して三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した授業などを実施し，防災上必要な安全教育（ホームルーム活動等）や研修を行うとともに防災意識の向上に努める。

公民館講座等においても，防災関係講座を開催するなど市民の防災意識向上に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るとともに，地震発生時に迅速かつ適切な行動が取れるよう避難等に関する防災計画をあらかじめ定め，定期的な訓練に努めるとともに，津波浸水予測区域内の文教施設においては，津波避難訓練を実施し，訓練後は，津波避難訓練結果を検証し，避難経路等を改善するよう努める。

文教施設における訓練は，教育計画に位置づけて実施するとともに，児童会，生徒会等の活動とも相まって，十分な効果をあげるよう努める。

なお，津波浸水予測区域外の文教施設においても，啓発・訓練等により，津波に関する知識の習得を図るよう努める。

3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため，情報収集伝達方法，児童生徒等の誘導方法，保護者との連携方法，緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに，あらかじめ教職員，児童生徒等，保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の安全確保（教育委員会，文化スポーツ部）

文教施設，設備等を災害から防護し，児童生徒や利用者等の安全を図るため，定期的に安全点検を行い，危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに，改修工事等により改善を図る。

また、文教施設は、災害時に避難場所として使用するため、十分な安全性の確保に努める。

5 文化財の安全確保（文化スポーツ部）

貴重な文化財を災害から防護するため、保管設備の安全確認を定期的に行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たり、災害からの防護措置に努める。

また、古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録しておくとともに、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておくため、映像、及び写真等の確保に努める。

資料編 16－19 市内指定文化財一覧

第3項 市民や地域が実施する対策

古文書等文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、災害からの防護措置に努める。

第8節 通信整備計画

第1項 計画の主旨

地震が発生した場合、防災関係機関相互の連絡や地域住民に地震や津波に関する正確な情報を、迅速に収集伝達することが災害対策を行う上での基本となる。しかし、地震発生時には、電話などの有線通信網は被害を受けて不通になることや、直接被害を受けなくても通信の殺到のため輻輳^{ふくそう}によって機能を果たせなくなる恐れが想定される。災害時においても、通信を確保するため、防災行政無線システム(Jアラート：全国瞬時警報システムを含む)等をはじめ、多様な通信手段の整備に努め、通信体制の強化を図る。

また、整備したシステムは適切な運用管理を行い、必要に応じ定期的な訓練を行う。

第2項 市が実施する対策

1 防災行政無線（危機管理部）

防災行政無線は、停電時や一般の電話回線が不通になった際も情報共有・情報伝達が可能なことから、災害時においても確実に利用できるよう、定期的に保守点検や訓練を行う。

なお、本市では以下の防災行政無線を配備している。

(1) 三重県防災行政無線

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防）が設置されている。

(2) 鈴鹿市防災行政無線

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に配備し、運用する。

また、直接市民に情報伝達を行うため、デジタル同報系無線システム（モーターサイレンを含む）を運用する。

なお、両システム（モーターサイレンを除く）は停電時にも対応できるよう整備を行った。

資料編16-11 鈴鹿市防災行政用無線局管理運用規程

資料編16-21 モーターサイレン設置場所一覧

2 その他の行政無線（上下水道局、消防本部）

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として消防救急デジタル無線、鈴鹿市上下水道無線を整備している。

消防救急デジタル無線は、高機能消防指令システムとの連携をしている。

これらの設備は、災害発生時において有線通信系統が不通になった場合に、災害に関する通信のために使用する。

また、災害が発生した場合に、消防団が円滑な消防活動を行うための無線を整備し

ている。

資料編 16-12 鈴鹿市消防無線局一覧

16-13 鈴鹿市署活系アナログ無線 識別信号

3 アマチュア無線（危機管理部）

災害時に有線通信系統、無線通信系統が使用できなくなった場合または使用することが困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図る。

このため、平成18年4月28日に締結した「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿に協力を求め、非常無線通信体制の整備に努める。

4 電話回線の優先使用（総務部、政策経営部）

災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

5 防災情報伝達手段の整備（危機管理部、政策経営部、総務部）

市民に迅速的確に災害情報を提供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。

また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理し、定期的に訓練メールを配信する。

なお、避難所等の情報取得方法の一つとして、地域BWA（ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス）事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。

6 災害時要援護者への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部）

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。

7 特設公衆電話の設置（危機管理部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、避難所となる施設に対し、西日本電信電話株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を設置するよう努める。

資料編 16-23 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

8 DONET（地震・津波観測監視システム）の活用（危機管理部）

津波の到達時間、津波高、津波浸水予測等を迅速的確に情報を得るため、県が地震・津波対策の一環として実施するDONET（地震・津波観測監視システム）の活用を図る。

第3項 市民が実施する対策

市民は、複数の情報媒体から防災情報を取得できるよう準備に努める。災害時におい

ては，市や関係機関に対して被災現場の状況を連絡するように努める。（電話，メール，
すずか減災プロジェクトへの投稿等）

第2章 災害予防・減災対策計画

第9節 備蓄資材・機材等の整備計画

第1項 計画の主旨

地震時における救助活動，被災者の救援救護活動を行うために必要な物資は，発災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮し，一定数量を市内各所に分散備蓄する。

非常食料，生活物資の備蓄については，備蓄方針を策定のうえ対策を実施する。

備蓄方針には，過去最大クラスの南海トラフ地震の被害想定を基に，基幹収容避難所への効果的な分散備蓄に努めるほか，津波浸水等を考慮し，備蓄物資の保管場所及び再配置等の内容を盛り込む。

また，地域や市民においても食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努める。

第2項 市が実施する対策

1 備蓄資材・機材等の点検整備（各担当部）

それぞれの資機材等は，下記の点検責任者が平常時から点検整備を行い，不足するものについては，迅速に補充等，整備する。

対象となる資材・機材の種類	点検責任者
飲料水の応急給水に必要な機械器具	上下水道総務課
医療（助産）・救護に必要な器具	健康づくり課
防疫に必要な薬品器具	環境政策課
地震・津波又は火災に必要な資材器具	消防課
災害対策本部及び支部等の自家用発電機	管財課・地域協働課

各機関の点検責任者は，それぞれ点検計画を作成し，実施する。

点検，整備は次の事項に留意し実施する。

(1) 資機材等

数量の確認，不良品の取替え，薬剤等の効果測定など

(2) 機械類

不良箇所の有無及び故障の整備，不良部品の取替え，機能試験の実施など

2 非常食料，生活物資の備蓄（危機管理部，上下水道局）

市は，感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ，災害時に必要とされる食料，飲料水，生活必需品及び関連資機材の備蓄物資の数量目標を設定し，企業等の協力を得ながら，あらかじめ調達体制を構築しておく。

なお，物資や機材等の管理は，「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

(1) 非常食料の備蓄

過去最大クラスの南海トラフ地震の発生から1日後の避難所への避難者数12,000人を想定し、企業等との協力や国によるプッシュ型支援が開始されるまでの発災後2日間分の非常食（1人1日あたり1,200キロカロリー分）及び乳幼児用の粉ミルクを津波浸水予測区域外の基幹収容避難所（津波対応収容避難所等（第10節参照））に備蓄するよう努める。

（2）生活物資の備蓄

生活物資として、紙おむつ、生理用品、非常用トイレ、非常用照明、発電機等を災害時に収容避難所となる小・中学校を中心として市庁舎防災備蓄倉庫、公民館、AGF鈴鹿体育館防災倉庫、武道館等に分散備蓄を行う。なお、毛布については、非常食と同様、津波浸水予測区域外の基幹収容避難所（津波対応収容避難所等（第10節参照））に備蓄する。

※津波浸水予測区域内の小学校76校については、風水害等を考慮し、毛布の備蓄を1校あたり100枚程度とする。

資料編3-2 備蓄資材

（3）飲料水の確保

災害時の飲料水については、小中学校等の受水槽、飲料水兼用耐震性貯水槽、送水場などの施設及び防災協定等により飲料水を確保する。

また、大規模災害時において貯水された水を直接取水できる緊急取水拠点施設の位置等に関する広報等を実施する。

（4）生活用水の確保

トイレ等に使用できる生活用水については、小・中学校等に設置された防災井戸を維持管理するほか、設置場所や使用方法などの周知を図る。

また、災害時協力井戸登録制度の周知を図り、市民の協力を得られる体制を構築する。

3 備蓄に関する啓発（危機管理部、上下水道局）

市は、市民等が各家庭において最低3日分の非常用の食料、飲料水、生活用品の備蓄をするよう、啓発を行う。また、循環備蓄（ローリングストック）の方法や実用性についても周知を図る。

4 多様なニーズへの対応（危機管理部、産業物資対策部）

地震災害時には多種多様な支援物資が送付されることもあることから、ニーズ把握のための手段等を検討する。

5 大規模停電を想定した資機材等の整備（危機管理部）

地震時には、市内の広範囲で大規模停電の発生が想定されるため、非常用発電機等のほか、非常用ポータブル電源の配備に努める。また、津波浸水予測区域から多くの避難者が避難することが想定される「津波対応収容避難所」については、停電時電源切替装置の整備に努める。

資料編 16-24 停電時電源切替装置設置箇所一覧

第3項 市民や地域が実施する対策

1 個人での備蓄

市民は、「自らの身は自らで守る」という防災の原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を、非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

2 事業所における備蓄

事業所や企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民等も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

第 10 節 避難対策計画

第 1 項 計画の主旨

市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や災害時要援護者に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。

第 2 項 市が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。

1 避難場所等の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会）

市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。

また、南海トラフ地震（過去最大クラス）の被害想定に基づき、本市の収容避難所の位置付けを明確化し、役割に応じた収容避難所の整備方針の策定し、収容避難所の機能強化を図る。

なお、避難所の指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（避難誘導標識等設置に関する協定、避難標識設置に関する協定、避難場所広告付電柱看板に関する協定）

※参考 南海トラフ地震（過去最大クラス）発生時における最大避難者数

	発災 1 日後	発災 7 日後
避難所における避難者数	揺れや津波等により住居を失った者 12,000 人	左記に、断水による生活困窮者を加えた者 19,000 人

出典：平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果

(1) 避難場所の種類

ア 緊急避難所

緊急に避難しなければならない場合に、一時的に避難する近くの施設
(地域の自治会等で管理し、緊急時にすぐに開放できる集会所等の施設)

イ 収容避難所(基本法第49条の7に基づく指定避難所)

災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設(官公庁が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設)

ウ 避難地(基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所)

地震や火災などの場合に一時的に避難する公園、広場等

エ 教育関係緊急避難予定場所

児童・生徒の登下校中に地震が発生した場合に避難する施設で、緊急避難所、収容避難所、避難地の中から指定する。

また、児童・生徒と保護者の間で避難先等の情報を共有する。

オ 福祉避難所(旧名称:二次避難所)

収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の方など、特別な配慮が必要な者が避難する施設

カ 津波避難ビル(基本法49条の4に基づく指定緊急避難場所)

津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設

(津波の逃げ遅れ等から身を守るため、地域住民等が一時的又は緊急に避難するための高台又は建築物)

資料編16-5 防災に関する協定一覧(災害時における避難所等としての使用に関する協定, 二次避難所に関する協定, 大規模災害における施設の一時使用に関する協定, 大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定, 津波災害発生時における避難に関する覚書, 津波発生時における緊急避難所としての使用に関する協定)

(2) 収容避難所の位置付け

ア 基幹収容避難所

収容避難所のうち、小・中学校全校及び市立武道館の41施設を基幹収容避難所として位置付ける。

なお、基幹収容避難所のうち、12施設(旭が丘小学校・稲生小学校・一ノ宮小学校・箕田小学校・玉垣小学校・天名小学校・郡山小学校・白子中学校・神戸中学校・千代崎中学校・天栄中学校, 及び市立武道館)を津波対応収容避難所とし、避難者が多数発生することを想定し、屋内運動場(体育館)等に停電時電源切替装置の整備, ガソリン及びLPガスの使用可能な可搬型非常用発電機等の配備を実施するとともに、非常食料, 生活物資, 防災資機材の充実を図る。

イ 公民館

公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な災害時要援護者等を収容する避難所として位置付ける。

ウ その他の収容避難所

基幹収容避難所や公民館等が被災したことにより開設が不可能となった場合や、想定を超える多数の避難者が発生した際に開設する施設として位置付ける。

資料編4 避難場所等

(3) 避難場所の留意事項

ア 公園、広場等のような、相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建築物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。

エ 地割れ、崩落等のない土質の土地及び安全性や耐火性のある建築物であること。

オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を越えたときは、更に別の場所へ避難移動できること。

カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

ク 仮設テントの設置に配慮すること。

(4) 収容避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定し選定すること。

また、学校については空き教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 施設の管理者不在時の開設体制を事前に取り決めておくこと。

ウ 高齢者や障がい者等災害時要援護者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。

エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の視線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や災害時要援護者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。

オ 男女のニーズなど多様な視点に立った整備を図ること。

カ ピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。

キ 収容避難所の備蓄物及び防災資機材については、収容避難所の開設頻度や想定避難者数等を考慮の上、基幹収容避難所及び公民館から優先的かつ計画的に整備を図ること。

ク 感染症対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

(5) 津波一時避難場所（津波避難ビル）の留意事項

ア 津波浸水予測区域内に立地し、頑丈で高さのある施設を把握しておくこと。

イ 津波浸水予測区域外への避難行動が遅れ、逃げ遅れた人向けに、公共及び民間の施設をあらかじめ指定しておくこと。

ウ 逃げ遅れた人の多数は、障がい者、足の不自由な傷病人等の災害時要援護者を想定し、その支援体制が整備されるように努めること。

エ 津波避難ビルにおける外付け階段等の高さ、幅、構造に留意し、あらかじめ、車椅子の規格幅が適するか把握に努めること。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定）

オ スロープ等がある場合、勾配や総延長から、津波避難ビルに適するか否か検討を図ること、またその場合の対策に努めること。

カ 津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り、津波警報が解除されるまで移動しないよう、周知を図ること。

2 避難場所等、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）

市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路等を避難路として整備する。

基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。

なお、多くの避難者の発生が予想される津波浸水予測区域に隣接する津波対応収容避難所については、避難所生活の要となる電力を確保するための設備等を整備する。

3 令和2年度までに実施した収容避難所（小学校）の整備内容

(1) 飲料水対策

ア 受水槽の改良（非常時には直接取り出せるよう改良）

イ 車載式布製水槽の配備（飲料水の輸送に利用する。）

(2) 生活用水対策

ア 防災井戸の新設（トイレ用水等に使用する。）

資料編3-3 緊急取水拠点等一覧（1）貯水量、（2）防災井戸設置箇所

(3) 災害備蓄室（備蓄倉庫）の設置

空き教室を活用、又は、倉庫の設置（食料・毛布・非常用トイレ等を備蓄）

(4) 停電対策（非常用照明と発電機、停電時電源切替システム（エレクトロニクス）を配

備)

(5) その他(資材運搬用リヤカー、担架等を配備)

4 津波浸水区域内に所在する小学校における備蓄物資に関する対策(危機管理部、教育委員会)

津波浸水予測区域内にある小学校の備蓄倉庫は、津波等による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するように努める。

5 避難標識等の設置(危機管理部、都市整備部、土木部)

市内主要地点、緊急避難所、収容避難所、大規模避難地の入口等に案内板、表示板を整備し、平常時からの住民意識の向上、災害時の避難誘導を図る。

また、津波浸水予測区域内において、各管理者と協議して道路や施設に津波警戒標高表示板を設置及び維持管理する。

6 避難指示基準の策定(危機管理部)

地震災害に伴う避難指示を行うことを想定し、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を整備し、適宜見直しを行う。

7 避難誘導體制の整備(危機管理部、健康福祉部)

避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。

帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導體制の構築を図る。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

8 避難所運営(危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部)

避難所の円滑な運営を図るため、災害時要援護者等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。

9 車中避難者に関する対応の検討(危機管理部)

ショッピングセンター駐車場や公共施設等の広場では、車中避難者が発生し、狭い車内での長期避難が原因となり健康状態の悪化が想定されるため、三重県避難所運営マニュアル策定指針を参考に、車中避難者の把握や支援等の方法について検討する。

10 優先開設される避難所に関する周知(危機管理部)

大規模地震災害においては、余震等による建物崩壊等の二次災害を防止することを目的とし、主に基幹収容避難所と公民館等が優先的に市職員や建築士等により建築物の安全点検が実施される。その後、安全確認がとれた施設から開設されるため、優先開設される避難所に関する周知を防災マップや防災研修会を通じて周知する。また、

津波発生時には、津波浸水予測区域内の収容避難所など、開設されない避難所があることも併せて周知する。

11 指定管理者に対する事前協議（各担当部）

避難所となる施設等の管理を指定管理者に委託している部は、災害発生時に施設が避難所として使用されることを想定し、災害時における連絡方法や施設の開設等について事前に協議する。

12 避難所運営委員会に関する事前周知及び訓練（危機管理部、地域振興部）

地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、運営委員会の必要性について地域づくり協議会等に対して周知を図る他、避難所運営委員会の運営訓練等の実施を支援する。

13 感染症対策（危機管理部）

地域の実情に応じた避難所運営における感染防止対策等を講じるよう努める。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難場所として活用することを検討する。

14 広域避難者の受入れ（危機管理部）

原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。

15 その他（各担当部）

他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図る。

第3項 市民や地域が実施する対策

地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」や、防災マップ、津波ハザードマップ、液状化危険度マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。

また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。

特に留意すべき内容は次のとおりである。

- (1) 各地域において、地区防災計画を策定することに努める。
- (2) 避難所での円滑な運営を図るため、地域特性に応じ、あらかじめ具体的な避難所運営方法等を記載した避難所運営マニュアルの策定に努める。
- (3) 災害時要援護者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。
- (4) 災害時要援護者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。
- (5) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構

築，交流に努める。

- (6) 災害時要援護者は，災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように，近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し，市へ災害時要援護者台帳登録を行う。
- (7) 災害時要援護者は，あらかじめ，自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置，避難経路を確認し，家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法，集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から，最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 日本語が十分に理解できない外国人等への情報提供方法等について決めておく。
- (10) 各自でマスクや消毒液等を備蓄するなど，感染症予防用品を用意する。